

令和7年

第1回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和7年1月27日 午前9時00分～  
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）  
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(1番青木 日出男委員、2番田邊 浩委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 7 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程 8 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 9 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 日程 10 協議第1号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 日程 11 協議第2号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
- 日程 12 その他

- 令和7年2月17日（月） 13：30～
  - ・第107回常設審議委員会
  - 【新潟市：JA新潟ビル】 <会長>
  
- 令和7年2月19日（水） 14：00～
  - ・地域別農業委員会会長・事務局長会議
  - 【上越市：ホテルハイマート】 <会長、事務局長>
  
- 令和7年2月25日（火） 9：00～
  - ・第2回農業委員会総会
  - 【大和庁舎：旧議場】 <全員>
  
- 令和7年2月25日（火） 14：30～
  - ・南魚沼市認定農業者と農業委員会との意見交換会
  - 【南魚沼市ふれ愛支援センター：多目的ホール】
  - <認定農業者との意見交換会担当部会委員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	青木 日出男	2 番	田邊 浩	3 番	樋口 隆
4 番	小幡 武重	5 番	関 昭夫	6 番	上村 哲
7 番	小林 憲一	8 番	中俣 渉	9 番	佐々木 大輔
10 番	西野 徳光	11 番	宮田 京子	12 番	荒川 敦
13 番	篠田 猛	14 番	片桐 京	15 番	山崎 輝代
		17 番	大平 泰弘	18 番	原澤 眞
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	桑原 宏太	推 2 番	松田 伸児	推 3 番	飯酒盃 大祐
推 4 番	山田 利広			推 6 番	関 佐智
推 7 番	小林 久雄	推 8 番	星野 覚雄	推 9 番	阿部 勉
推 10 番	山岸 健一	推 11 番	宮崎 実	推 12 番	林 幸次
推 13 番	小杉 進	推 14 番	片桐 健二	推 15 番	関 晃
推 16 番	島田 徳敏	推 17 番	長谷川 政一	推 18 番	勝又 信行
推 19 番	志太 要一	推 20 番	櫻井 隆	推 21 番	高村 英男
推 22 番	井口 博	推 23 番	水澤 利徳	推 24 番	牛木 友哉

欠席委員は 2 名である。

16 番	高橋 宏	推 5 番	笛木 正計
------	------	-------	-------

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井 雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌
農林課係長	関 卓也	農林課主任	永山 豊樹

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 あけましておめでとうございます。今年は任期折り返しの年となります。皆様にも十分頑張っていたきたいと思えます。

それでは、令和7年第1回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が18名、推進委員が23名で合計41名の出席となり、総会は成立します。

### 日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

### 日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、1番青木日出男委員、2番田邊浩委員にお願いいたします。

### 日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが、皆様方から何かありますでしょうか。無いようでしたら、私から1点だけ報告申し上げます。

先日の常設審議委員会の中で新潟県から令和7年産のコ

メの生産目標が提示されました。ついては、令和6年に比べて1.89万トンの増加、面積にしますと2,400ha増やすということです。

これは再生協議会に連絡が行って、各市町村の割り振りが出てくると思いますが、県全体としてはこういう目標であるということで、承知いただきたいと思います。

他にございますでしょうか。無いようでしたら、諸般の報告は終了させていただきます。

#### 日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降5件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について  
5ページをご覧ください。今月は234件です。

1～200番については、契約内容見直しのための解約です。いずれも新たに利用権の設定があがってきますので、詳しい説明は省略させていただきます。

201番、所有者の都合による解約です。後ほど3条申請があがってきます。

202番、203番は農協仲介の案件で、所有者の都合による解約です。こちらは今後貸付予定です。

204番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

205番、所有者の都合による解約です。

206番、所有者の都合による解約です。

207番、所有者の都合による解約です。後ほど利用権の設

定があがってきます。

208 番、借受人の都合による解約です。後ほど3条申請があがってきます。

209 番、210 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

211 番、212 番は農協仲介の案件で、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

213 番、214 番は農協仲介の案件で、契約内容見直しのための案件です。後ほど利用権の設定があがってきます。

215 番、216 番は農協仲介の案件で、契約内容見直しのための案件です。後ほど利用権の設定があがってきます。

217 番、218 番は農協仲介の案件で、契約内容見直しのための案件です。後ほど利用権の設定があがってきます。

219 番、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

220 番、農地を売買するための解約で、後ほど3条申請があがってきます。

221 番、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

222 番、所有者の都合による解約で、後ほど利用権の設定並びに3条申請があがってきます。

223 番、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

224 番、所有者の都合による解約で、後ほどあっせん売買があがってきます。

225 番、耕作者の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

226 番、耕作者の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

227 番、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

228 番、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

229 番、所有者の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

230 番、借受人の都合による解約で、うち1筆については後ほど利用権の設定があがってきます。

231 番、借受人の都合による解約です。

232 番、借受人の都合による解約です。

233 番、第三者との貸借契約のための解約で、うち2筆については後ほど利用権の設定があがってきます。

234 番、借受人の都合による解約です。

235 番、公社仲介の契約に変更するための解約です。

### (3) 使用貸借の解約について

66 ページをご覧ください。今月は7件です。

1 番、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

2 番、第三者との貸借契約のための解約です。

3 番、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

4 番、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

5 番、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

6 番、契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

7 番、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

### (4) 農地法の適用を受けない事実確認について

70 ページをご覧ください。今月は2件です。

1 番、吉山新田の登記畑、現況原野、104 m<sup>2</sup>です。高齢により耕作が不可能になり、平成30年ごろに離作、その後雑草の自生により農地復旧が困難となった土地で、農地でなくなった時期は令和年月日不詳とのこと。資料は1～2ページをご覧ください。現地は高村委員より確認いただき、12月6日に非農地証明書を発行しております。

2 番、茗荷沢の登記田、現況雑種地、6,656 m<sup>2</sup>です。こちらの農地は農地台帳に記載のない土地であり、農地法上の農地から外れた土地ということで、非農地証明を願い出るもの

です。現地は関晃委員より確認いただき、12月25日に非農地証明書を発行しております。

第1号報告につきましては、以上です。

議長

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第1号報告を終了させていただきます。

**日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について**

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

72ページをご覧ください。今月は4件です。

1番、新堀の田1筆、2,835㎡、あっせんの理由は売買で、経済的な理由によりあっせんを申し出たものです。あっせん委員につきましては、12月24日に並木委員、松田委員を指名しております。

2番、姥島新田、関の田5筆、3,784㎡、あっせんの理由は売買で、財産処分のためにあっせんを申し出たものです。あっせん委員につきましては、1月7日に飯酒盃委員、林委員を指名しております。

3番、山崎の田3筆、8,483㎡、あっせんの理由は売買で、財産処分のためにあっせんを申し出たものです。あっせん委員につきましては、1月7日に山崎委員、小林久雄委員を指名しております。

4番、長崎の畑1筆、1,368㎡、あっせんの理由は売買で、財産処分のためにあっせんを申し出たものです。あっせん委員につきましては、1月14日に青木委員、長谷川委員を指名しております。

議長

第2号報告につきましては、以上です。

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第2号報告を終了させていただきます。

**日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について**

議長

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号議案朗読)

74ページをご覧ください。こちらは14件です。

1番、水尾の田1筆、933㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり107円です。譲渡人の財産処分の意向を受けまして、親族である譲受人の方が新規就農のため買い受けるという内容での申請となります。

譲受人の方の経営面積は大変小規模ですが、家族と作業分担して、水稻の作付及び管理をされるということで営農計画書の提出を受けております。営農計画書の内容から、申請者本人が耕作に必要な農作業には常時従事するということから、農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

2番、山口の台帳田と宅地、現況田と畑6筆、6,283.83㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり95円です。県外に居住している所有者の財産処分の意向を受けまして、近隣で耕作をされている譲受人が申請地を取得するという内容の申請となります。

譲受人の方の農地の経営状況や農業の経験年数、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

3番、泉甲の田と畑2筆、395 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、対価はm<sup>2</sup>あたり1,359円です。譲受人は作業場の購入を予定しており、この申請地が作業場の敷地と隣接していることから、一体的に購入し、耕作したいということでの申請です。

譲受人の方の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の従事状況等から、農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

また、こちらの対価が少々高めとなっているのですが、作業場の対価も含めた合算での価格ということで、少々高めの表記となっております。

4番、長森新田の畑1筆、200 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、対価はm<sup>2</sup>あたり1,000円です。こちらは譲受人の自宅に隣接した農地であり、購入して自家消費野菜を作付けしたいということで申請があがったものです。

譲受人の経営面積は小規模ですが、申請地を畑として利用するという営農計画書の提出を受けております。営農計画書の内容から、譲受人本人が耕作に必要な農作業に常時従事することが見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

5番、野田の田2筆、1,047 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、対価はm<sup>2</sup>あたり287円です。こちらは譲渡人が財産処分のためにあっせんの申出をしていた農地なのですが、それを受け、近隣に住む譲受人が購入し、耕作したいということで申請があがったものです。あっせん成立による売買ではあるのですが、申請地が農振農用地ではないため、農地法3条での申請となっております。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業への従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

6番、中川の田と畑2筆、405 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、対価はm<sup>2</sup>あたり2,469円です。こちらは空き家バンクに登録された住宅に隣接した農地であり、住宅と農地を一体的に購入し、耕作したいというものです。

譲受人には経営面積が無く、新規就農ということになるのですが、農地を取得し、自家消費用の野菜を作るということ

で営農計画書の提出を受けております。

営農計画書等から譲受人本人が耕作に必要な農作業に常時従事するということが見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

7番、8番は同じ譲受人の方の案件ですので、一括して説明をさせていただきます。

7番、島新田の田2筆、291 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、対価はm<sup>2</sup>あたり 206 円です。

8番、島新田の田1筆、1,414 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、対価はm<sup>2</sup>あたり 177 円です。

7番の申請地はいずれも8番の申請地と相分けもしくは隣接している農地であり、8番の譲渡人に財産処分の意向があったことから、この3筆の農地を譲受人が併せて購入し、一体的に利用したいということで申請があがったものです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農業の従事状況から農地の効率的な利用が見込まれるということで、申請は許可相当であると考えております。

9番、島新田の田2筆、1,414 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、対価はm<sup>2</sup>あたり 198 円です。譲渡人は8番案件の譲渡人と同じ方で、8番案件と同様に譲渡人の財産処分の意向を受け、隣接地を所有する譲受人が購入したいということで申請があがったものです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農業の従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

10番、南田中の田1筆、254 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、対価はm<sup>2</sup>あたり 606 円です。こちらの農地は譲受人の所有農地と相分けになっている土地で、今までも譲受人の方が耕作されてきたのですが、今回改めてその農地を購入し、引き続き耕作したいということで申請があがったものです。

譲受人の農地の経営状況や経験年数、従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

11番、君帰、欠之上の畑3筆、1,646 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定で、期間は令和7年2月1日から令和27年1月31日までの20年間です。譲受人は今まで農地の借り入れを希望され

ていましたが、この度県外在住で農地の管理を希望されていた譲渡人との貸借の話がまとまったため、農地を使用貸借で借り受け、耕作したいということで申請があがったものです。

譲受人には農地が無く、新規就農ということになるのですが、一般野菜を作付けするというので、営農計画書を提出しております。営農計画書等から譲受人本人が必要な農作業には常時従事することが見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

12～14番の3件については、いずれも農業者年金受給のために使用貸借権を後継者に再設定するという内容です。いずれも再設定ですので詳細は省略させていただきますが、それぞれについて、譲受人の方の農作業歴や農地の経営状況から申請は許可相当であると考えております。

第1号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案は原案のとおり承認されました。

**日程7 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について**

議 長

日程 7 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第 2 号議案朗読)

81 ページをご覧ください。今月は 2 件です。

1 番、茗荷沢新田の畑 1 筆、64 m<sup>2</sup>、転用目的は、物置建築のためです。資料は 5～7 ページです。申請の内容ですが、亡くなった父が物置を建築した際に農地法の許可を得ていなかったことが判明したということで、始末書を提出していただいている案件です。

この農地は集落内にある生産性の低い第 2 種農地ですが、集落に接続した農地を物置に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

吉山新田の畑 1 筆、329 m<sup>2</sup>、転用目的は、融雪池造成のためです。資料は 8～10 ページです。申請の内容ですが、申請地に素掘り融雪池を造成し、敷地や物置の消雪に利用したいとのことです。また、平成 20 年に既に融雪池として造成してしまったとのことで始末書を提出してもらってあります。

この農地は集落内にある生産性の低い第 2 種農地ですが、集落に接続した農地を融雪池に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

第 2 号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 2 号議案農地法第 4 条の規定による許可申請については原案のとおり

り承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

### 日程8 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議長

日程8 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第3号議案朗読)

83 ページをご覧ください。今月は2件です。

1番、長崎の田2筆、合計627㎡、売買による所有権移転で転用目的は一般住宅建築のためです。資料については11～13 ページです。申請の内容ですが、譲受人は一般住宅を建築したいというものです。

この農地は、水管、下水管の埋設された道路の沿道であり、おおむね500m以内に2つ以上の公共的施設がある農地で第3種農地となります。利用計画図から計画面積は適当であり、原則許可ということになります。

2番、吉山新田の田1筆、775㎡、売買による所有権移転で転用目的は駐車場・堆雪地のためです。資料については14～16 ページです。申請の内容ですが、譲受人は申請地に隣接する土地及び住宅を取得するにあたり、申請地を自家用車及び来客者用の駐車場、また冬期間は除雪のため堆雪地としても利用したいというものであります。

この農地については集落内にある生産性の低い第2種農地ではありますが、第2種農地を駐車場・堆雪地に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

第3号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案  
農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案は原案のとおり承認されました。

#### 日程9 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について

議 長

日程9 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について  
を議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

別冊をご覧ください。今月は315件あります。

1番、浦佐の田1筆、2,560㎡、売買による所有権移転で、  
対価は㎡あたり585円です。資料は17ページをご覧ください。

2番、大月、雲洞の田6筆、3,904㎡、売買による所有権  
移転で、対価は㎡あたり210円です。資料は18ページをご  
覧ください。

3番、塩沢の田2筆、2,499㎡、売買による所有権移転で、  
対価は㎡あたり400円です。資料は19ページをご覧ください。

4番、長崎の田4筆、7,102㎡、売買による所有権移転で、  
対価は㎡あたり150円です。資料は20ページをご覧ください。

5～258番は賃借権の設定、259～264番は使用貸借権の設定です。

いずれも内容については記載のとおりで、特筆すべき点はありません。

265～281番は賃借権の再設定、282番は使用貸借権の再設定です。

いずれも内容については記載のとおりで、特筆すべき点はありません。

283番、賃借権の設定です。

284～315番までは農林公社仲介の案件です。

農林公社仲介の案件では、所有者が農林公社へ農地を貸し付け、中間管理権を得た農林公社から耕作者へ農地を貸し付けるという動きを取りますので、同じ土地に対して2通りの申請があがっております。また、いずれの案件についても今まで農林公社仲介での貸借をしていたところなのですが、2月で期間満了となるため、再度農林公社を仲介して契約を更新するというものです。

284～313番までは賃借権の設定、314～315番は使用貸借権の設定であり、どの案件についても内容は記載のとおりで、特筆すべき点はありません。

第4号議案については以上です。

議 長

関係委員がいらっしゃいます。推進委員6番関佐智委員の除斥を求めます。

(推6番関委員退席)

別冊26ページ 89番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊26ペ

ージ 89 番案件については原案のとおり承認するにご異議  
ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、89 番案件は原案のとおり承認されまし  
た。関委員の除斥を解きます。

(関委員着席)

続いて、推進委員 2 番松田伸児委員の除斥を求めます。

(推 2 番松田委員退席)

別冊 28 ページ 100 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊 28 ペ  
ージ 100 番案件については原案のとおり承認するにご異議  
ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、100 番案件については原案のとおり承認  
されました。松田委員の除斥を解きます。

(松田委員着席)

続いて、推進委員 16 番島田徳敏委員の除斥を求めます。

(推 16 番島田委員退席)

別冊 43～44 ページ 152～154 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊 43～44 ページ 152～154 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、152～154 番案件については原案のとおり承認されました。島田委員の除斥を解きます。

(島田委員着席)

続いて、農業委員 18 番原澤眞委員の除斥を求めます。

(18 番原澤委員退席)

別冊 49 ページ 171～173 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊 49 ページ 171～173 番案件については原案のとおり承認すること

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、171～173 番案件は原案のとおり承認されました。原澤委員の除斥を解きます。

(原澤委員着席)

続いて、推進委員 23 番水澤利徳委員の除斥を求めます。

(推 23 番水澤委員退席)

別冊 73 ページ 273 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊 73 ページ 273 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、273 番案件については原案のとおり承認されました。水澤委員の除斥を解きます。

(水澤委員着席)

続いて、推進委員 12 番林幸次委員の除斥を求めます。

(推 12 番林委員退席)

別冊 74 ページ 280 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊 74 ページ 280 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、280 番案件は原案のとおり承認されました。林委員の除斥を解きます。

(林委員着席)

それでは先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 4 号議案は全て承認されました。

議長 暫時休憩といたします。  
(10時00分休憩)

議長 休憩前に引き続き、議事再開いたします。  
(10時40分再開)

**日程 10 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について**

議長 日程 10 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長 (協議第 1 号朗読)  
86 ページをご覧ください。  
南魚沼市長より、令和 7 年 1 月 14 日付で中間管理機構を仲介した貸借について、意見聴取の依頼が届いております。  
87～89 ページをご覧ください。内容ですが、既存の中間管理機構を仲介した契約について、耕作者を変更するというものです。  
これらの賃貸借を移転することに対する農業委員会の意見を聞いた上で、農林課より新潟県農林公社へと書類を送付し、問題が無ければ貸借権が移転するというのが一連の流れです。  
件数は 56 件ですが、1～8 番、9～32 番、33～42 番、43～54 番、55～56 番というように実際には 5 つほどのまとまりの申請です。  
1～8 番、9～32 番は今までこれらの土地を借り受けていた法人から新たに別の法人へ貸借権を移転するというものです。  
33～42 番は今までこれらの土地を借り受けていた個人の方から新たに別の法人へ貸借権を移転するというものです。  
43～54 番、55～56 番は今までこれらの土地を借り受けていた個人の方から別の方に貸借権を移転するというものです。  
いずれの案件につきましても、新たに耕作者となられる方

議 長

は地域の担い手や中心経営体でありますので、この賃借権の移転については問題ないと考えております。

協議第1号については以上です。

関係委員がいらっしゃいます。推進委員1番桑原宏太委員の除斥を求めます。

(推1番桑原委員退席)

88 ページ 43～54 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。88 ページ 43～54 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、43～54 番案件については原案のとおり承認されました。桑原委員の除斥を解きます。

(桑原委員着席)

それでは先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号は全て承認されました。

#### 日程 11 協議第2号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について

議 長

日程 11 協議第2号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。農林課永山主任。

農林課  
永山主任

(協議第2号朗読)

91 ページをご覧ください。

令和7年1月15日付で南魚沼市長から農業委員会宛てに農業振興地域整備計画の変更についての協議書を提出いたしました。変更事項といたしましては、農用地区域の用途変更についてでございます。

92 ページをご覧ください。

南魚沼農業振興地域整備計画の変更理由書でございます。変更理由につきましては、育苗施設を開発するため、用途変更が必要となったためです。

表の最下段、用途変更の表をご覧ください。計画変更の計画件数は1件です。

93 ページをご覧ください。

農用地利用計画の申出資料です。付図番号については省略させていただきます。変更箇所詳細図、変更箇所付近の公図及び位置図につきましては、後ほど説明いたします。

用途区分変更の目的は、育苗施設の建設です。開発の目的でございますが、経営規模拡大により、作業効率の改善を図る必要があります。車両での乗り入れが可能な育苗施設を設置したく、開発をするものでございます。

開発予定工期は令和7年3月着工、同月完了予定で、開発全体面積は1,112.99㎡です。

用途区分を変更する土地の概要ですが、変更箇所は浦佐■■■■のうち1,112.99㎡、地目は台帳、現況ともに田です。変更前の用途区分は農用地、変更後の用途区分は農業用施設用地になります。

94ページをご覧ください。

農林事業の実施状況についてです。

中山間地域等直接支払制度につきましては該当ありません。多面的機能支払制度につきましては八色の森、浦構において、令和6～令和10年の間、8,141aで農林事業が実施されますが、これにつきましては現在変更手続中でございます。

用途区分変更による集団化及び農作業の効率化等への影響についてですが、当該用地は事業申出者が管理する既存作業場の近傍にあり、現況においては農業用ハウスにおいて、育苗をしております。

この案件につきましては、作業効率の改善を目的とし、地盤の強化及びコンクリートの打設を行いますが、従前従後において土地の位置関係には、何ら変更が生じないことから、農用地の集団化に影響はなく、また同様に、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用等に支障を及ぼすおそれはないものと考えます。

続いて、補足説明です。

営農規模ですが、専兼別につきましては専業、自作の田が26,791㎡、畑が1,191㎡、小作の田が173,935㎡、畑が9,744㎡ですので、田の合計は200,726㎡、畑は10,935㎡です。

また、当該変更が土地改良施設の有する機能に及ぼす影響についてでございますが、施設の排水等は敷地内で土中に自然浸透させて処理をするため、他の農地及び土地改良施設の有する機能に及ぼす影響はございません。

その他参考となる資料につきましては記載のとおりです。

95ページは位置図です。変更箇所は着色されている箇所です。

96ページは変更箇所詳細図です。1筆のうち一部を用途変更するものになります。

97 ページは地番図、98 ページは平面図及び断面図です。申請地と記載されている箇所が育苗施設の設置箇所です。施設に附帯するものとして、乗り入れ口も用途変更箇所に含まれております。

99 ページは事業者の開発スケジュールです。先ほど冒頭で説明したとおり、3月着工、同月中に完了を予定しております。

100～101 ページは土地所有者及び隣接地耕作者の同意書です。

102 ページは始末書です。当該地は現在農用地に指定されておりますが、平成6年から育苗ハウスが設置されておりました。今回、農林課による指導によりこの始末書が提出されましたが、記載のとおり当該地を田の状況に復旧後、再度設置するに当たっては、費用の捻出が困難であるということがございます。今後は農振法及び農地法の遵守の誓約をすること、現状での申出になる理由も相当であるということから、農林課としてはこれを受理し、本協議をするものがございます。

以上で農業振興地域整備計画の変更協議についての説明を終わります。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第2号南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第2号は原案のとおり承認されまし

た。

## 日程 12 その他

議 長

日程 12 その他についてですが、何かございますでしょうか。一之谷係長。

一之谷係長

皆様のお手元に配布した賃借料情報について説明させていただきます。

表は令和 6 年中に農地法 3 条及び農用地利用集積計画で締結された賃貸借について、10 a 当たりの賃借料をそれぞれの地区ごとにまとめたものです。

表の上部をご覧ください。

最初に田ですが、こちらは市内を 12 地区に分けまして、地区ごとに現金又は現物の平均額、最高額、最低額、それから最も多い締結額を示しております。委員の皆様にはご自分の地区の状況をご確認いただき、あわせて田の表の一番下にある市内全体の状況も確認をお願いいたします。

続きまして畑ですが、こちらは各地域の金額のみ記載させていただいております。畑は田に比べて契約件数が少なく、実態をつかむのが難しいところではありますが、畑の貸し借りをする際の参考にしていただきたいと思いますと考えております。しかし、塩沢地域での畑の契約例が極端に少ないため、塩沢地域の畑のみは記載がございません。ついでに、塩沢地域の畑で契約するときには他の地域や市全体の金額を参考にしていただくようお願いいたします。

また、賃借料情報の上段にも記載しておりますが、あくまでもこちらは賃借料を決める際の参考資料です。言うまでもなく、当事者による話し合いが一番重要な決め手になりますので、地域の方から相談を受けた際は、こちらの賃借料情報は参考として、十分に当事者同士で協議をするように勧めていただきたいと思います。

最後に賃借料情報の周知方法ですが、前回の総会で報告いたしました農作業料金表と一緒に、3 月 1 日発行の当委員会広報紙「魚野のかけ橋」に挟み込む形で各世帯への配布を予定しておりますので、その際には再度確認をお願いいたしま

議長

す。

賃借料情報につきましては以上のとおりです。

ただいまの報告について質問や意見はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、一之谷係長、ありがとうございます。他にございますでしょうか。農林課関係長。

農林課  
関係長

農林課の関でございます。私からは、皆様ご存知のように来年度から地域計画が始まるということで、現在の進捗状況と今後の流れについてお話をさせていただきます。

地域計画につきましては、今年度6月に市内12地区におきまして、地域計画の概要説明を行いました。

地域計画の中では、目標地図を作成し、それに基づいて今後の農地の貸し借り、そして集積について定めていきます。今年度につきましては、現状の土地の情報、今お配りした地図なのですが、それを現時点での目標地図とする予定でございます。

資料をご覧ください。A3カラー刷りの地図が3枚ございます。市内全体の地図ですと範囲が大きすぎて分かりづらいため、本日は塩沢地区を抜粋した資料をお持ちいたしました。

塩沢地域は塩沢、石打、上田、中之島と4つの地区に分かれておりまして、目標地図上ではさらに細分化し、例えば、塩沢地区では塩沢①～④と4分割しております。

そして、3枚目です。

この塩沢地区の塩沢①を抜粋し、詳しくしたものがこちらの地図です。地図の赤枠で囲まれている部分のうち、色付けされているところが認定農業者の耕作地であります。それ以外の農振地域・農用地区域につきましては、色付けがなく枠線だけの表示です。農振地域・農用地区域外につきましては、色付けがなく、枠線もありません。

今年度の地域計画における目標地図は、この色付けした地

図のとおり作成し、県、国への提出を予定しております。

こちらにつきましては、既に県に確認をいただいております。この作成の方法で問題ないと了解を得ております。

本日は地域計画の目標地図について、このような考え方で作成するという事を皆様にご説明しました。

今後の流れでございますが、こちらの地図の作成とあわせて、実際の計画も作成しております。2月の前半にJAや土地改良区などの関係各所に意見聴取を求めます。

その後、縦覧を行い、そこでも意見を求めまして、最終的に3月末までに公告を行い、地域計画を7年度からスタートするというスケジュールで動いております。

以上、地域計画の現在の状況と今後のスケジュールについてご説明しました。

以上でございます。

議長

ただいまの説明について質問や意見はございますか。農業委員14番片桐京委員。

14番片桐委員

先ほど見せていただいた地図について、現状の内容で提出されるということですが、その後はどうなっていくのかを聞かせていただければと思います。

議長

農林課関係長。

農林課  
関係長

地域計画につきましては、毎年1回以上見直しを行うという定めになっております。

ですので、7年度以降も、地域の皆様と協議の場を設けさせていただいて、今後の土地、農地につきまして、継続するのか、他の方に耕作を譲るのかといったことを地域の皆様と話し合いをして、それを年に1度、また同じタイミングで更新した地図を作成していくというのが今後の流れになっております。

議長

片桐委員、よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。関井局長。

関井局長

本日、右肩に資料と書いたホチキス留めの資料をお配りしてありますが、そちらについて簡単に説明いたします。

皆様の委員報酬につきましては、基本額と実績加算額というつくりになっており、例年3月に実績加算額を年額でお支払いしております、こちらはその要綱及び基準等になっております。

今回はその要綱や基準に修正点がありますので、簡単ですが説明させていただければと思います。

1ページは実績加算額に関する要綱ということで、南魚沼市で告示している要綱なのですが、2条のところに定義が記載されておりまして、その中に成果実績交付金、対象活動という項目について定義がされております。

現行の定義ですと、どちらも国の農地利用最適化交付金事業実施要綱という要綱があり、そこから引用している部分があるのですが、国の要綱はほぼ毎年改正されておるにもかかわらず、市の要綱の改正を失念していたために、現在その引用部分が合っていないという状況が発生しております。ですので、定義については、国の要綱や農業委員会法など、改正されたものから該当箇所を引用する形にさせていただきたいというものであります。

続いて、第3条第2項の農地利用の最適化に係る活動について農業委員と推進委員で別に分けて実績評価を行うという既存の内容については、現状、農地利用の最適化の活動において、農業委員と農地利用最適化推進委員は何ら異なる活動を行っているわけではないため、分けて評価するという文言を削除するというものです。

続いて2～3ページをご覧ください。

先ほど説明した実績加算額に関する要綱の第3条第3項では、実績評価の基準等は市長が別に定めるとされているのですが、その基準について定めたものであります。

今までもそうだったのですが、委員の皆さんが活動記録簿に記入されている活動は点数化され、それを実績評価の基準としておりますが、活動記録簿に記入されている活動につきましては、農地利用最適化活動とそれ以外の活動も含まれており、現行の基準ですと、農地利用最適化活動以外の活動も点数に入れられる仕組みになっております。

ですが、実績加算額というのは、国の農地利用最適化交付金事業実施要綱を基に配分しているものですので、修正点としましては、その対象を農地利用最適化交付金事業実施要綱の対象となる活動、つまり農地利用最適化活動を行ったものに絞って評価したいというものです。簡単に言いますと、活動記録簿にそれぞれ記入されている内容の中で活動を行った日数について、点数化して評価をしたいということになります。

この要綱と基準の改正につきましては、これから市長の決裁を受けまして、令和6年度の実績評価から行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの報告について、質問や意見はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、関井局長、ありがとうございます。他にございますでしょうか。関井局長。

関井局長

今後の日程についてということで議事日程にお示ししてあるのですが、来月の総会は2月25日の火曜日となります。先にご案内しましたが、午後からは認定農業者との意見交換会がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

私のほうから補足説明させてもらいますが、認定農業者との意見交換会につきましては、意見交換会担当者会議にて提案のあった、農地中間管理事業についての詳しいことが知りたいというものを今回のテーマとして講演を行っていただきますので、ぜひとも皆様からも大勢参加していただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

他に何かございますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会は終了させていただきます。

(11時12分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 7年 3月 25日

南魚沼市農業委員会 会長

並木 孝夫

---

会議録署名委員

青木 日出男

---

会議録署名委員

田邊 浩

---